



## 第120期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2021年3月30日(火曜日) 午前10時(受付開始予定 午前9時)
開催場所	当社本社 東京都大田区下丸子三丁目30番2号
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する新株予約権付与の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。



招集通知閲覧も議決権行使も  
スマホで簡単  
<https://p.sokai.jp/7751/>



## 株主の皆様へ



株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第120期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたり、ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により停滞した2020年の経済は、後半に入り持ち直しの兆しが見られたものの、総じて非常に厳しい状況で推移しました。

当社グループは、5カ年経営計画「グローバル優良企業グループ構想 フェーズV」の最終年である当期を好業績で締めくくるべく全力を尽くしましたが、複合機やレーザープリンターなどオフィス向け製品の需要が減退したほか、産業機器などで渡航制限による受注製品の設置遅れが生じるなど、コロナ禍の影響は大きく、減収減益を余儀なくされました。

期末配当金につきましては、先の中間配当金と同額の1株につき40円とすることを第120期定時株主総会でご提案申し上げます。

2021年は、新たな5カ年経営計画「グローバル優良企業グループ構想 フェーズVI（2021年～2025年）」のスタートとなる年です。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、世界経済への影響が引き続き懸念されるところではありますが、当社グループは一丸となってこの難局を乗り越え、「フェーズV」において拡大に取り組んできた新規事業の強化を更に推し進め、再び成長軌道に乗せていく所存です。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月

代表取締役会長兼社長 CEO

御子洗富士夫

## 目次

### 招集ご通知

第120期定時株主総会招集ご通知	P. 3
事前の議決権行使についてのご案内	P. 4

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件	P. 6
第2号議案 取締役5名選任の件	P. 7
第3号議案 監査役1名選任の件	P.11
第4号議案 取締役に対する新株予約権付与の件	P.13

(会社法第437条および第444条に基づく提供書類)

### 事業報告

1.企業集団の現況に関する事項	P.15
2.会社の株式に関する事項	P.27
3.会社役員に関する事項	P.28
4.会計監査人の状況	P.30
5.業務の適正を確保するための体制	P.31

### 連結計算書類

連結貸借対照表	P.35
連結損益計算書	P.36

### 計算書類

貸借対照表	P.37
損益計算書	P.38

### 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	P.39
会計監査人の会計監査報告	P.41
監査役会の監査報告	P.43

### ご参考

トピックス	P.45
CSRへの取り組み	P.46

株主総会会場ご案内略図／株式事務手続き

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

株 主 各 位

証券コード 7751

2021年3月5日

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

**キヤノン株式会社**

代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫

## 第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますことから、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき(4～5頁をご参照ください)、株主様の健康状態にかかわらず、極力、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権のご行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2021年3月29日(月曜日)午後5時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日時	2021年3月30日(火曜日) 午前10時(受付開始予定 午前9時)
2.場所	東京都大田区下丸子三丁目30番2号 当社本社(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3.会議の目的事項 報告事項	1. 第120期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第120期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する新株予約権付与の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は、受付の前に株主様の検温をさせていただきます。発熱がある方や体調不良と見受けられる方におかれましては、ご入場をお控えいただく場合がございますこと、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、手指消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。
- ・会場の座席は間隔を空けた配置としておりますため、ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・当日、お土産をご用意しておりません。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結資本勘定計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://global.canon/ja/ir/>) に掲載しておりますので、本書には記載しておりません。なお、上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://global.canon/ja/ir/>) に掲載させていただきます。

## 事前の議決権行使についてのご案内

当日のご出席によるほか、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

### 書面（議決権行使書用紙）の郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご郵送ください。

議案番号	賛	否	賛	否
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

こちらに議案の賛否をご記入ください。

＊ 第2号議案について

全員賛成の場合⇒**賛**に○印

全員反対の場合⇒**否**に○印

一部候補者に反対の場合⇒**賛**に○印をし、  
反対する候補者番号を記入

点線で切り取り、こちらをご郵送ください。

ご郵送の際は、同封の記載面保護シートをお使いになれます。

なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2021年3月29日(月曜日)午後5時到着分まで

## インターネットによる議決権の行使



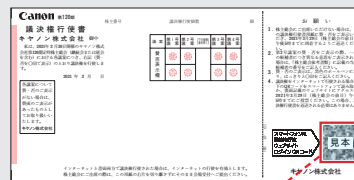
### QRコードを読み取る方法(スマート行使)

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2でお読み取りいただき、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って議決権をご行使ください(議決権行使コード(ID)およびパスワードのご入力不要です)。

「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記「議決権行使コード(ID)を入力する方法」により再度ご行使いただく必要があります。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取るアプリケーション(または機能)が導入されていることが必要です。



### 行使期限

2021年3月29日(月曜日)午後5時まで

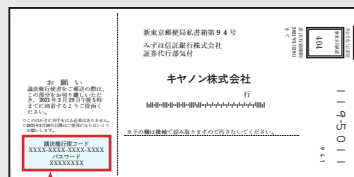


### 議決権行使コード(ID)を入力する方法

(1) 議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしてください。

(2) 同封の議決権行使書用紙裏面左下に記載の「議決権行使コード(ID)」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

(3) 画面の案内に従い、議決権をご行使ください。



議決権行使コード(ID)  
およびパスワード

### 行使期限

2021年3月29日(月曜日)午後5時まで

### ・インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### ・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 電話番号:0120-768-524(フリーダイヤル)  
受付時間:午前9時~午後9時(土日・祝日を除く)

### 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

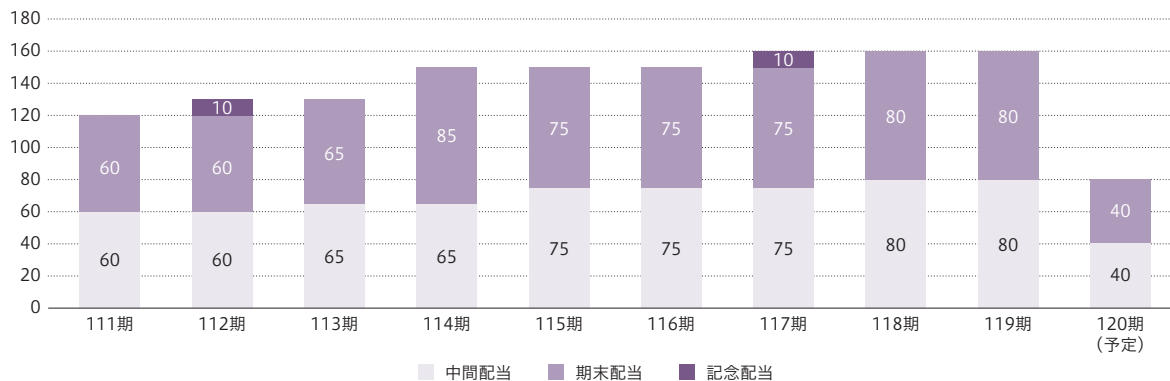
当社は、中期的な利益見通しに加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、配当を中心に安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としておりますが、当期の期末配当につきましては、下記のとおり1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき40円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は、1株につき80円となります。

記

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金40円 配当総額 金41,830,945,800円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年3月31日

【ご参考】1株当たり配当金額の推移(円)



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

当社の取締役会は、全社の事業戦略または執行を統括する取締役および複数の事業領域または本社機能を統括する取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上かつ十分な数の独立社外取締役を加えた体制とすることを基本としており、取締役候補者は、かかる基本的考えに基づき、次のとおりとさせていただきます。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当等	取締役会 出席状況
1	み たらい ふ じ お 御手洗 富士夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役会長兼社長 CEO	100% (11/11回)
2	た なか とし そ う 田 中 稔 三 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役副社長 CFO 経理本部長 渉外本部長 ファシリティ管理本部長	100% (11/11回)
3	ほん ま とし お 本 間 利 夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役副社長 CTO 兼 プリンティング事業管掌 デジタルプリンティング事業本部長	100% (11/11回)
4	さい だ く に た ろ う 齊 田 國太郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #6aa84f; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	100% (11/11回)
5	かわ む ら ゆ う す け 川 村 雄 介 <span style="background-color: #4b3621; color: white; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #6aa84f; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	—	—

注、各取締役候補者の取締役会出席状況は、第120期の出席状況を記載しております。





み たら い ふ じ お  
御手洗 富士夫

生年月日  
1935年9月23日

所有する当社の株式の数  
139,644株

候補者番号 1

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1961年 4月 当社入社  
1981年 3月 当社取締役  
1985年 3月 当社常務取締役  
1989年 3月 当社代表取締役専務  
1993年 3月 当社代表取締役副社長  
1995年 9月 当社代表取締役社長  
2006年 3月 当社代表取締役会長兼社長  
2006年 5月 当社代表取締役会長  
2012年 3月 当社代表取締役会長兼社長  
2016年 3月 当社代表取締役会長  
2020年 5月 当社代表取締役会長兼社長(現在)

〈重要な兼職の状況〉

・株式会社読売新聞グループ本社監査役

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたりCEOとして当社の経営を指揮し、生産革新等の経営改革による収益力の大幅な改善、成長が期待される新たな領域への事業構造の転換に向けた基盤整備など、多くの成果を上げてまいりました。また、経団連会長をはじめ、他団体の要職も多数歴任しており、経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。



た なか とし ぞう  
田中 稔三

生年月日  
1940年10月8日

所有する当社の株式の数  
24,010株

候補者番号 2

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1964年 4月 当社入社  
1995年 3月 当社取締役  
1997年 3月 当社常務取締役  
2001年 3月 当社専務取締役  
2007年 3月 当社取締役副社長  
2008年 3月 当社代表取締役副社長(現在)  
2011年 4月 当社経理本部長  
2014年 3月 当社人事本部長  
2017年 4月 当社ファシリティ管理本部長(現在)  
2018年 3月 当社渉外本部長(現在)  
2018年 4月 当社経理本部長(現在)

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたりCFOとして当社の強靱な財務体質の構築に大きく貢献してまいりました。また、本社管理部門全体の統括も務めており、その高い専門性と識見、幅広い経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。



ほん ま とし お  
**本間 利夫**

生年月日  
1949年3月10日

所有する当社の株式の数  
63,952株

候補者番号 **3**

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 当社入社  
1995年 1月 当社複写機開発センター所長  
2003年 3月 当社取締役  
2003年 4月 当社事業化推進本部長  
2007年 1月 当社Lプリンタ事業本部長  
2008年 3月 当社常務取締役  
2012年 3月 当社専務取締役、当社調達本部長  
2016年 3月 当社副社長執行役員  
2016年 4月 当社映像事務機事業本部長  
2017年 3月 当社代表取締役副社長(現在)  
2020年 4月 当社デジタルプリンティング事業本部長(現在)

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたり複写機の開発・商品化に従事した後、大判プリンターの事業化において大きな成果を上げました。また、調達革新を主導して原価率低減を支える仕組み作りに貢献し、現在、商業印刷を含むプリンティング事業全体を管掌・統括するとともに、CTOとして当社の技術研究開発を統括する立場にあります。その幅広い知識と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。



さい だ く に た ろ う  
**齋田 國太郎**

生年月日  
1943年5月4日

所有する当社の株式の数  
9,300株

候補者番号 **4**

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年 4月 検事任官  
2003年 2月 高松高等検察庁検事長  
2004年 6月 広島高等検察庁検事長  
2005年 8月 大阪高等検察庁検事長  
2006年 5月 大阪高等検察庁検事長退官  
弁護士登録(現在)  
2007年 6月 株式会社ニチレイ監査役  
2008年 6月 住友大阪セメント株式会社取締役(現在)  
2010年 6月 平和不動産株式会社取締役  
2014年 3月 当社取締役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

- ・弁護士
- ・住友大阪セメント株式会社取締役

〈候補者とした理由〉

同氏は、高松、広島、大阪各高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっているほか、他社の社外役員も務めており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。



かわ むら ゆう すけ  
**川村 雄介**

生年月日  
1953年12月5日

所有する当社の株式の数  
0株

候補者番号 **5**

新任

社外取締役

独立役員

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 大和証券株式会社入社  
1997年 1月 同社シンジケート部長  
2000年 4月 長崎大学経済学部 経済学研究科教授  
2010年 4月 株式会社大和総研専務理事  
2011年 1月 財務省財政制度等審議会委員  
2012年 4月 株式会社大和総研副理事長  
2013年 2月 金融庁企業会計審議会委員(現在)  
2017年 6月 三井製糖株式会社取締役(現在)  
2019年 4月 日本証券業協会特別顧問(現在)  
2020年 4月 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事(現在)

#### 〈重要な兼職の状況〉

- ・三井製糖株式会社取締役
- ・日本証券業協会特別顧問
- ・一般社団法人グローバル政策研究所代表理事

#### 〈候補者とした理由〉

同氏は、証券会社勤務を経て大学教授、財務省や金融庁の審議会委員、日本証券業協会の特別顧問などを務め、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家であるとともに、社外取締役としての経験も豊富であることから、その知識と経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。

注1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

- 齊田國太郎氏および川村雄介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 齊田國太郎氏が2020年6月24日まで社外取締役に就任していた平和不動産株式会社において、不動産取引に関連し従業員による不正行為があったことが判明し、同社は2020年3月期第2四半期において当該不正行為に伴う特別損失を計上いたしました。同氏は、当該不正行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。平素より同社において法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っており、本件においては再発防止策のための意見表明を行いました。
- 齊田國太郎氏および川村雄介氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記「候補者とした理由」に記載のとおり社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- 齊田國太郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- 当社は、齊田國太郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。同氏および川村雄介氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。
- 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年9月に更新される予定です。
- 当社は、齊田國太郎氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。同氏および川村雄介氏が選任された場合、当社は両氏を独立役員とする予定です。なお、当社は、齊田國太郎氏に対し、顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は年間1,200万円以下と多額でなく、契約は既に終了していることから同氏の独立性に影響はないものと判断いたしております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役吉田洋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、当社の事業もしくは経営体制に精通し、または法律、財務・会計などの専門分野に精通した監査役を置くことを基本としており、監査役候補者は、かかる基本的考えに基づき、次のとおりとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。



よしだ ひろし  
吉田 洋

生年月日

1954年9月5日

所有する当社の株式の数

4,400株

再任

社外監査役

独立役員

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年10月	等松・青木監査法人入所
1984年 4月	公認会計士登録(現在)
1993年 7月	監査法人トーマツ社員
2000年 6月	同監査法人代表社員
2007年 5月	同監査法人管理財務本部長 同監査法人経営会議メンバー
2011年11月	有限責任監査法人トーマツCFO
2017年 3月	当社監査役(現在)

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたり公認会計士として企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、これを一層の適正な監査に活かしたく、社外監査役の候補といたしました。

注1. 吉田洋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 吉田洋氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- 吉田洋氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、それらを活かして社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- 吉田洋氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社は、吉田洋氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
- 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。吉田洋氏は、監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年9月に更新される予定です。
- 吉田洋氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出る予定です。同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、退職後3事業年度を経過しております(2017年3月、同監査法人を退職)。また、同監査法人と当社との間には業務委託契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同監査法人の業務収入の1%に満たず、これらのことから同氏の独立性に影響はないものと判断いたしております。

【ご参考】当社の「独立社外役員の独立性判断基準」について

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4-9)および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

独立社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役・社外監査役の要件および金融商品取引所の独立性基準を満たし、且つ、次の各号のいずれにも該当しない者をもって、「独立社外役員」(当社経営陣から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者)と判断する。

1. 当社グループ(当社およびその子会社をいう。以下同じ。)を主要な取引先とする者もしくは当社グループの主要な取引先またはそれらの業務執行者
2. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
3. 当社の大株主またはその業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。)
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士(当社の直前3事業年度のいずれかにおいてそうであった者を含む。)
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 各号に該当する者のうち、会社の取締役、執行役、執行役員、専門アドバイザーファームのパートナー等、重要な地位にあるものの近親者(配偶者および二親等以内の親族)

(注)

- \* 1号の「主要な」とは、当社グループと当該取引先との間の取引金額(直前3事業年度のいずれか)が、当該取引先または当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。
- \* 2号の「主要な」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおける借入金残高が、当社の連結総資産の1%を超える場合をいう。
- \* 3号の「大株主」とは、当社の議決権の5%以上を保有する株主をいう。
- \* 4号の「多額」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおいて、寄付受給額が(イ)年1,200万円超(個人の場合)または(ロ)当該寄付先の年間総収入の1%超(団体の場合)に該当する場合をいう。
- \* 1号から4号までおよび7号の「業務執行者」とは、業務執行を担当する取締役・理事、執行役、執行役員、支配人その他の使用人(1号から4号にあっては直前3事業年度中にその職にあった者を含む。)をいう。
- \* 5号の「多額」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当該コンサルタント等の收受財産の額が(イ)年1,200万円超(個人の場合)または(ロ)当該コンサルタント等の売上高の1%超(団体の場合)に該当する場合をいう。

以上

## 第4号議案 取締役に対する新株予約権付与の件

当社は、2018年3月29日開催の当社第117期定時株主総会においてご承認いただいた「年額3億円以内」の範囲内で、取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストックオプションの制度を継続すべく、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、取締役会の決議により定めた当社「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」のとおり、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けをより高めることを目的とするものであり、新株予約権の付与数は、役位ならびに前事業年度の「連結税引前当期純利益」および役割貢献度に応じて定められる額と付与時の株価水準を基に算出いたします。

なお、本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であります。ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬を取締役に支給するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされます。

本件新株予約権の付与の対象となる取締役は現在3名であり、第2号議案のご承認が得られますと、かかる取締役は3名となります。

### 記

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、新株予約権1個当たり100株とする。

ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更(株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。)を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができるとともに、当該調整比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

- (2) 新株予約権の総数  
取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる新株予約権の総数500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額  
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年を経過する日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、(i) 当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、また、(ii) 違法若しくは不正な職務執行、善管注意義務・忠実義務に抵触する行為、またはこれらに準ずる行為があると認められるときは、取締役会の決議によって、該当する新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて新株予約権を行使することができないものとする。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の事項  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

### 【ご参考】

本総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても、取締役と同様に、株式報酬型ストックオプションとして、上記(1)ないし(9)と同内容(ただし(2)を除く。)の新株予約権を、当社取締役会が定める個数において割り当てる予定であります。

以上

(会社法第437条および第444条に基づく提供書類)

# 事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### 事業の全般的状況

第120期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)における世界景気は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の制限や停滞により、大きく後退しました。

期後半には経済活動の再開が徐々に進み、中国をはじめ各国で持ち直しの兆しが見られましたが、欧州での感染拡大が再び深刻化し、米国での感染拡大が続くなど、年間を通じてはコロナ禍の収束には至らずに厳しい経済状況が

続きました。為替相場につきましては、米国ドルは年平均で前期に比べ円高となりましたが、ユーロは前期並みとなりました。

このような中、当社グループは、5カ年経営計画「グローバル優良企業グループ構想 フェーズV」の最終年の当期、その主要戦略である事業ポートフォリオの「戦略的大転換」を加速すべく、商業印刷、ネットワークカメラ、メディカル、産業機器という新規事業4分野の拡大に取り組みました。一方、事務機やカメラなどの現行事業においては、高い市場シェアの獲得・維持と高い利益率の確保を目指し、製品・

#### 4つの新規事業

##### 【商業印刷】



拡大するグラフィックアーツ市場向けの連帳プリンター

##### 【ネットワークカメラ】



安心・安全な暮らしを見守るネットワークカメラ



サービスの更なる競争力向上に努めました。

しかしながら、コロナ禍の影響は大きく、複合機やレーザープリンターなどのオフィス向け製品は、本体、消耗品とも需要が減退し、また、市場が縮小しているレンズ交換式デジタルカメラは、ミラーレスの新製品の販売が好調だったものの、厳しい状況が続きました。

一方、インクジェットプリンターは、在宅需要が増加し、販売は好調に推移しました。

医療機器につきましては、コロナ禍により医療機関の設備投資が停滞する中、コロナ対応関連製品の需要もあり、微

減収に留まりました。

また、渡航や外出が制限される中、影響の少なかった半導体露光装置は増収となりましたが、大きな影響を受けたFPD露光装置は設置遅れが生じて減収となり、また、ネットワークカメラは増収となりました。

これらの結果、当期の連結売上高は3兆1,602億円で前期比12.1%減、連結税引前当期純利益は1,303億円で前期比33.4%減、当社株主に帰属する連結当期純利益は833億円で前期比33.3%減となりました。

## 【メディカル】



高精細画像と被ばく量の低減を両立するCT装置

## 【産業機器】



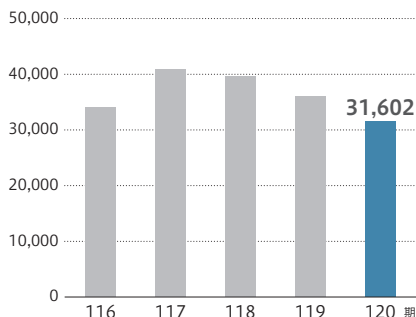
パネル量産に応える有機ELディスプレイ製造装置

## 決算のポイント

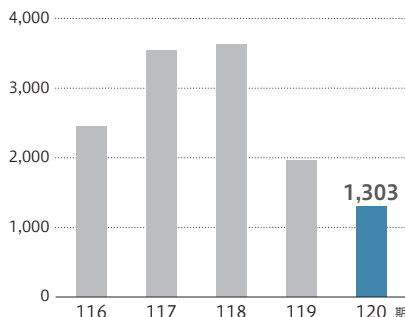
- 当期は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の制限や停滞により、大きく景気が後退しました。こうした中、在宅需要を取り込んだインクジェットプリンターやミラーレスカメラの新製品の販売が好調だったものの、厳しい外部環境の影響を受け、連結売上高は前期比12.1%の減収となりました。
- グループを挙げてコストダウンや経費削減を推し進めたものの、新型コロナウイルスの影響が長期化した結果、当社株主に帰属する連結当期純利益は前期比33.3%の減益となりました。

### 売上高・損益の推移

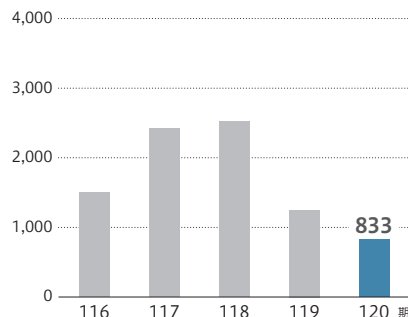
売上高(億円)



税引前当期純利益(億円)



当社株主に帰属する当期純利益(億円)



### 地域別売上高の構成

アジア・オセアニア

**22.3%**  
売上高7,059億円

米州

**27.0%**  
売上高8,525億円

国内

**25.5%**  
売上高8,063億円

欧州

**25.2%**  
売上高7,956億円

### 部門別売上高の構成

産業機器その他  
ビジネスユニット

**20.7%**  
売上高6,548億円  
前期比増減率△4.9%

メディカルシステム  
ビジネスユニット

**13.8%**  
売上高4,361億円  
前期比増減率△0.6%

イメージングシステム  
ビジネスユニット

**22.5%**  
売上高7,122億円  
前期比増減率△11.8%

オフィス  
ビジネスユニット

**45.6%**  
売上高1兆4,402億円  
前期比増減率△17.8%

合計

売上高3兆1,602億円  
前期比増減率△12.1%

- 注1. 従来の事業報告において、産業機器その他ビジネスユニットに含めて開示していた一部のビジネスを、本事業報告よりオフィスビジネスユニットに含めて開示しております。前期までの期に関する記載においても同様に組み替えて開示しております。
2. 各ビジネスユニットの連結売上高には、ユニット間取引にかかる売上が含まれているため、総計100%となっておりません。

## オフィスビジネスユニット

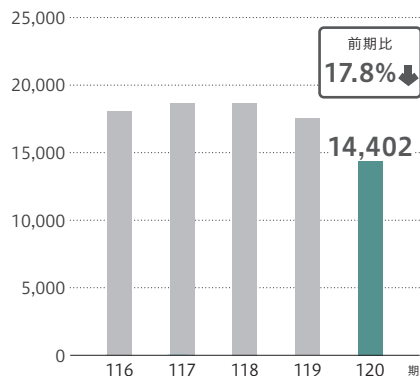
オフィス向け複合機では、クラウド機能の拡張とセキュリティ機能の強化を図った新製品「imageRUNNER ADVANCE DX」シリーズが好調なスタートを切り、商業印刷向け大型複合機では、前期発売のカラー機「imagePRESS C165」の販売が伸びましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、複合機全体の販売台数は、大きく減少しました。

レーザー複合機およびレーザープリンターの販売台数につきましてもモノクロ機、カラー機ともに前期を大きく下回りました。

また、プリント需要が減少傾向にあることに加え、顧客のオフィスの休止が続いた影響もあり、サービス・消耗品の売上も減少しました。

上記の結果、当ビジネスユニットの連結売上高は1兆4,402億円で前期比17.8%減となりました。

売上高の推移(億円)

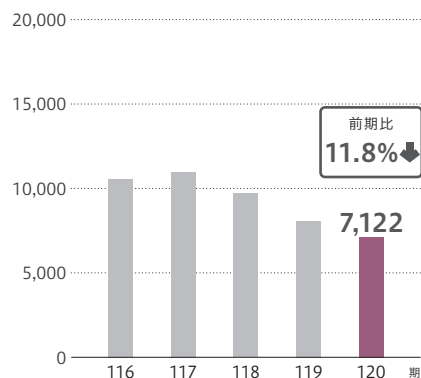


## イメージングシステムビジネスユニット

レンズ交換式デジタルカメラにつきましては、ミラーレスカメラで本体3機種、レンズ8機種の新製品を発売、このうち「EOS R5」と「EOS R6」が好調な売れ行きとなりましたが、市場の縮小に新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退も加わり、全体の販売台数は大幅に減少しました。

一方、インクジェットプリンターにつきましては、先進国や中国を中心に、在宅勤務・在宅学習が広がったことに伴い需要が増加し、製品本体の販売台数は前期を上回り、消耗品も売上を伸ばしましたが、デジタルカメラを合わせた当ビジネスユニットの連結売上高は7,122億円で前期比11.8%減となりました。

売上高の推移(億円)



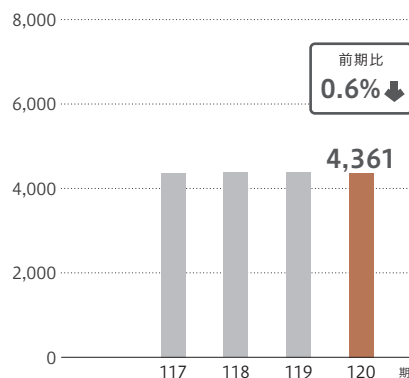
## メディカルシステムビジネスユニット

医療機器につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により医療機関の経営環境が悪化、全体的に設備投資需要が伸び悩み、国内においては、前年の消費税増税前の駆け込み需要の反動もありました。また、期後半には徐々に状況は改善したものの、外出制限による商談の停滞、受注製品の設置遅れも生じました。

このような中、各国政府による緊急医療体制整備の動きを受け、肺炎検査向けCT装置やX線診断装置への需要に応えたほか、横浜市立大学との共同研究をもとに開発した新型コロナウイルス抗原定性検査キットの販売を開始しました。

上記の結果、当ビジネスユニットの連結売上高は4,361億円で前期比0.6%の微減となりました。

売上高の推移(億円)

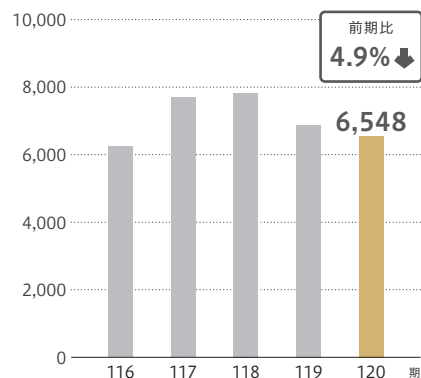


## 産業機器その他ビジネスユニット

渡航や外出が制限される中、影響の少なかった半導体露光装置はメモリー向けやイメージセンサー向けを中心に販売が大きく伸長し、有機ELディスプレイ製造装置もスマートフォン向けパネル等の需要を背景として増収となりましたが、FPD露光装置は海外主要顧客への設置活動が滞ったため減収となりました。

ネットワークカメラにつきましても、新型コロナウイルスの感染拡大の中で販売活動の制約の影響を受けましたが、非接触・非対面という特徴を活かした遠隔モニタリング等の新たなニーズが生まれたことから、増収となりました。上記の結果、当ビジネスユニットの連結売上高は6,548億円で前期比4.9%減となりました。

売上高の推移(億円)



## (2) 設備投資の状況

当社グループにおいて当期中に実施しました設備投資の総額は、1,323億円(うち当社442億円)であり、主要なものは次のとおりであります。

### 当期中に完成した主要設備

#### キャノン株式会社

坂東物流センター新設  
(本社部門)  
所在地/茨城県坂東市  
完成年月/2020年4月

### 当期継続中の主要設備の新設・拡充

#### キャノンモールド株式会社

工場棟新設  
(産業機器その他ビジネスユニット)  
所在地/茨城県笠間市  
※当社から同社へ貸与予定

#### キャノン株式会社

平塚事業所 工場棟新設  
(産業機器その他ビジネスユニット)  
所在地/神奈川県平塚市

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、2020年までの5年間、「グローバル優良企業グループ構想 フェーズV」を掲げ、市場の変化に伴い現行事業の縮小が進む中、新規事業の獲得と強化に挑戦し、事業ポートフォリオの転換を成し遂げてまいりました。

2021年から始まる新5カ年経営計画「グローバル優良企業グループ構想 フェーズVI」では、グループの生産性向上と新規事業の強化を基本方針として、以下の施策に取り組んでまいります。

### 1. 産業別グループへの全社的組織再編による事業競争力の強化

事業部門とグループ会社を「プリンティング」、「光学産業」、「産業機器」、「メディカル」の4つのグループに再編成し、各グループ内での事業シナジーを高め、新製品開発や製造の生産性を高めるとともに、変化する市場ニーズをとらえた新たなビジネスの創出を目指します。また、材料事業やセンサー等のコンポーネントの外販などの事業化を加速させます。

#### ① プリンティンググループ

カタログ印刷等の商業印刷事業を拡大するとともに、ラベル印刷やパッケージ印刷等の産業印刷を事業として確立します。また、オフィス市場では、電子写真技術とインクジェット技術双方の強みを生かして製品系列を拡充するとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)への対応を強化します。

## ②光学産業グループ

キャノンが長年培ってきた光学技術とネットワーク技術を基軸として車載カメラ事業に参入するとともに、スマートシティ向け監視システムなどの社会インフラを見据えた事業領域の拡大を目指します。

## ③産業機器グループ

イノベーションとコストダウンにより有機ELディスプレイ製造装置の競争力を更に強化するとともに、半導体露光装置やFPD露光装置のシェア拡大を図ります。

## ④メディカルグループ

CT、MRI、超音波診断装置といった主力製品、診断ソリューションやAIを活用した画像解析アプリケーションの競争力を強化し、医療検査機器事業の拡大を図ります。また、検査試薬など検査装置周辺領域へ本格参入し、事業拡大を加速させます。

## 2. 本社機能の徹底強化によるグループ生産性の向上

キャッシュフロー経営の徹底による財務体質の強化に加えて、横串で全体最適を図る本社機能についても徹底強化を図り、各事業グループにおけるイノベーションや原価低減等の生産性向上を支えます。

以上の施策により、「フェーズVI」の最終年度である2025年には、売上高4兆5,000億円以上、純利益率8%以上、株主資本比率60%以上を目指します。

### (4) 財産および損益の状況の推移

区分	第116期	第117期	第118期	第119期	第120期
	2016.1.1~2016.12.31	2017.1.1~2017.12.31	2018.1.1~2018.12.31	2019.1.1~2019.12.31	2020.1.1~2020.12.31
売上高(億円)	34,015	40,800	39,519	35,933	31,602
税引前当期純利益(億円)	2,446	3,545	3,624	1,955	1,303
当社株主に帰属する当期純利益(億円)	1,503	2,421	2,524	1,250	833
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(円)	137.66	223.03	233.80	116.79	79.37
総資産(億円)	51,423	52,016	49,030	47,719	46,256
株主資本(億円)	27,763	28,640	28,206	26,855	25,750

注1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しております。

2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 当年度において過年度の財務数値の一部を修正いたしました。



## (5) 主要な事業内容

当社グループは次の製品の開発、製造、販売をいたしております。

部門	主要製品
オフィス ビジネスユニット	オフィス向け複合機、レーザー複合機、レーザープリンター、デジタル連帳プリンター、 デジタルカットシートプリンター、ワイドフォーマットプリンター、ドキュメントソリューション
イメージングシステム ビジネスユニット	レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ、コンパクトフォトプリンター、 インクジェットプリンター、大判インクジェットプリンター、業務用フォトプリンター、イメージスキャナー、電卓
メディカルシステム ビジネスユニット	デジタルラジオグラフィ、X線診断装置、CT装置、MRI装置、超音波診断装置、検体検査装置、眼科機器
産業機器その他 ビジネスユニット	半導体露光装置、FPD露光装置、真空薄膜形成装置、有機ELディスプレイ製造装置、ダイボンダー、 ネットワークカメラ、デジタルビデオカメラ、デジタルシネマカメラ、マルチメディアプロジェクター、放送機器、 マイクロモーター、ハンディターミナル、ドキュメントスキャナー

## (6) 従業員の状況

### 連結

		(部門別内訳)				
従業員数	前期末比増減	オフィス ビジネスユニット	イメージングシステム ビジネスユニット	メディカルシステム ビジネスユニット	産業機器その他 ビジネスユニット	全社(共通)
181,897名	5,144名減	91,109名	48,943名	12,602名	20,789名	8,454名

### 単独

従業員数	前期末比増減
25,713名	27名減

## (7) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,064億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,376億円

## (8)重要な子会社の状況

### 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	73,303 (百万円)	58.5	事務機、カメラ等の国内販売
キヤノン電子株式会社	4,969 (百万円)	55.3	情報関連機器、カメラ用精密機構ユニットの製造販売
大分キヤノン株式会社	80 (百万円)	100.0	カメラの製造
Canon U.S.A., Inc.	204,355 (千米ドル)	100.0	事務機、カメラ等の米州地域販売
Canon Europa N.V.	360,021 (千ユーロ)	100.0	事務機、カメラ等の欧州地域販売
Canon Singapore Pte. Ltd.	7,000 (千シンガポールドル)	100.0	事務機、カメラ等の東南アジア地域販売
Canon Vietnam Co., Ltd.	94,000 (千米ドル)	100.0	インクジェットプリンター、レーザープリンターの製造
キヤノンメディカルシステムズ株式会社	20,700 (百万円)	100.0	医療用機器の開発、製造、販売
Canon Medical Systems USA, Inc.	262,250 (千米ドル)	100.0	医療用機器の米州地域販売

注1. キヤノンマーケティングジャパン株式会社における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数を合わせて算出しております。また、Canon Europa N.V. およびCanon Medical Systems USA, Inc.における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数によるものであります。

2. 当期末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称:キヤノンメディカルシステムズ株式会社

特定完全子会社の住所:栃木県大田原市下石上1385番地

当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額:659,118百万円

当社の総資産額:2,855,139百万円

### 企業結合等の状況

当期末日における連結子会社は343社、持分法適用関連会社は9社であります。

## (9)主要拠点

### 国内の主要拠点

#### キヤノン株式会社

本社(東京都)  
 矢向事業所(神奈川県)  
 川崎事業所(神奈川県)  
 玉川事業所(神奈川県)  
 小杉事業所(神奈川県)  
 平塚事業所(神奈川県)  
 綾瀬事業所(神奈川県)  
 富士裾野リサーチパーク(静岡県)  
 宇都宮事業所(栃木県)  
 取手事業所(茨城県)  
 阿見事業所(茨城県)  
 大分事業所(大分県)

#### 開発・生産・販売会社

キヤノン電子株式会社(埼玉県)  
 キヤノンファインテックニスカ株式会社(埼玉県)  
 キヤノンプレジジョン株式会社(青森県)  
 キヤノン・コンポーネンツ株式会社(埼玉県)  
 キヤノンアネルバ株式会社(神奈川県)  
 キヤノンマシナリー株式会社(滋賀県)  
 キヤノントッキ株式会社(新潟県)  
 キヤノンメディカルシステムズ株式会社(栃木県)

#### 生産会社

大分キヤノン株式会社(大分県)  
 長崎キヤノン株式会社(長崎県)  
 キヤノン化成株式会社(茨城県)  
 大分キヤノンマテリアル株式会社(大分県)  
 福島キヤノン株式会社(福島県)  
 長浜キヤノン株式会社(滋賀県)  
 宮崎キヤノン株式会社(宮崎県)

#### 販売会社

キヤノンマーケティングジャパン株式会社(東京都)  
 キヤノンシステムアンドサポート株式会社(東京都)

#### 開発会社

キヤノンITソリューションズ株式会社(東京都)

## 海外の主要拠点

### 米州

#### 販売会社

Canon U.S.A., Inc.(米国)  
Canon Solutions America, Inc.(米国)  
Canon Canada Inc.(カナダ)  
Canon Mexicana, S.de R.L. de C.V.(メキシコ)  
Canon do Brasil Indústria e Comércio Limitada(ブラジル)  
Canon Medical Systems USA, Inc.(米国)

#### 生産会社

Canon Virginia, Inc.(米国)

#### 開発会社

Canon Nanotechnologies, Inc.(米国)

### 欧州・中近東・アフリカ

#### 販売会社

Canon Europa N.V.(オランダ)  
Canon Europe Ltd.(英国)  
Canon (UK) Ltd.(英国)  
Canon France S.A.S.(フランス)  
Canon Deutschland GmbH(ドイツ)  
Canon Ru LLC(ロシア)  
Canon Middle East FZ-LLC(アラブ首長国連邦)  
Canon South Africa (Pty) Ltd.(南アフリカ)

#### 生産会社

Canon Bretagne S.A.S.(フランス)

#### 開発会社

Canon Research Centre France S.A.S.(フランス)

#### 開発・生産・販売会社

Canon Production Printing Holding B.V.(オランダ)  
Axis AB(スウェーデン)

### アジア・オセアニア

#### 販売会社

キヤノン(中国)有限公司(中国)  
キヤノン香港有限公司(香港)  
Canon Korea Consumer Imaging Inc.(韓国)  
Canon Singapore Pte. Ltd.(シンガポール)  
Canon India Pvt. Ltd.(インド)  
Canon Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)

#### 生産会社

キヤノン大連事務機有限公司(中国)  
キヤノン珠海有限公司(中国)  
キヤノン(中山)事務機有限公司(中国)  
キヤノン(蘇州)有限公司(中国)  
台湾キヤノン股份有限公司(台湾)  
Canon Hi-Tech (Thailand) Ltd.(タイ)  
Canon Vietnam Co., Ltd.(ベトナム)  
Canon Opto (Malaysia) Sdn.Bhd.(マレーシア)

## 2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 3,000,000,000株

発行済株式総数、資本金、株主数

区分	前期末現在	当期中の増減	当期末現在
発行済株式総数	1,333,763,464株	0株	1,333,763,464株
資本金	174,761,797,475円	0円	174,761,797,475円
株主数	421,055名	45,812名増	466,867名

所有者別の株式保有比率



大株主(10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	98,335	9.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	36,790	3.5
SMBC日興証券株式会社	25,245	2.4
第一生命保険株式会社	24,320	2.3
株式会社みずほ銀行	22,558	2.2
ステート ストリートバンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	19,483	1.9
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	16,536	1.6
株式会社大林組	16,527	1.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	15,770	1.5
パークレイズ証券株式会社	15,278	1.5

注1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(287,989千株)を控除して算出しております。

2. 第一生命保険株式会社は、上記のほかに、当社株式6,180千株を退職給付信託に係る信託財産として設定しております。

3. 株式会社みずほ銀行は、上記のほかに、当社株式9,057千株を退職給付信託に係る信託財産として設定しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	御手洗 富士夫	CEO 株式会社読売新聞グループ本社 監査役
代表取締役副社長	田 中 稔 三	CFO 経理本部長、渉外本部長、ファシリティ管理本部長
代表取締役副社長	本 間 利 夫	CTO 兼 プリンティング事業管掌 デジタルプリンティング事業本部長
取締役	齊 田 國 太 郎	弁護士、住友大阪セメント株式会社取締役
取締役	加 藤 治 彦	トヨタ自動車株式会社常勤監査役
常勤監査役	海 老 沼 隆 一	
常勤監査役	佐 藤 宏 明	
監査役	田 中 豊	弁護士、金融庁法令等遵守調査室室長
監査役	吉 田 洋	公認会計士
監査役	樫 本 浩 一	

- 注1. 監査役海老沼隆一氏は、2020年3月27日開催の第119期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役中村正陽氏は、2020年3月27日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 代表取締役社長COO真実田雅也氏は、2020年5月1日をもって辞任いたしました。
4. 取締役齊田國太郎、加藤治彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は、かかる両氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。
5. 監査役田中豊、吉田洋、樫本浩一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は、監査役 田中豊、樫本浩一の両氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。
6. 監査役吉田洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額(百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	株式報酬型 ストックオプション	
取締役	6	652	-	60	712
うち社外取締役	2	48	-	-	48
監査役	6	102	-	-	102
うち社外監査役	3	58	-	-	58

- 注1. 上記取締役の員数には、2020年5月1日をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 上記監査役の員数には、2020年3月27日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
3. 株式報酬型ストックオプションは、当期の費用計上額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼任の職務	当社との関係
齊 田 國太郎	住友大阪セメント株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
加 藤 治 彦	トヨタ自動車株式会社	常勤監査役	特別の関係はありません。
田 中 豊	金融庁	法令等遵守調査室室長	特別の関係はありません。

#### 主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 齊 田 國太郎	当期開催された11回の取締役会すべてに出席し、法曹界における経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外取締役 加 藤 治 彦	当期開催された11回の取締役会のうち10回に出席し、財政の分野等における経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 田 中 豊	当期開催された11回の取締役会すべて、21回の監査役会すべてに出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 吉 田 洋	当期開催された11回の取締役会すべて、21回の監査役会すべてに出席し、公認会計士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 樫 本 浩 一	当期開催された11回の取締役会すべて、21回の監査役会すべてに出席し、経営管理に関わる見識に基づき、適宜発言を行っております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

注. 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2020年3月27日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	544百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,045百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Canon U.S.A., Inc.、Canon Singapore Pte. Ltd.およびCanon Medical Systems USA, Inc.は各国のDeloitte & Touche LLP、Canon Europa N.V.はDeloitte Accountants B.V.、Canon Vietnam Co., Ltd.はDeloitte Vietnam Company Limitedの監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由  
監査役会は、米国企業改革法(サーベンス・オクスリー法)第202条に基づく監査・非監査業務の事前承認手続において社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査計画を確認し必要に応じて説明を求めることにより当期の報酬見積りの相当性等を確認しております。その結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容(基本方針)および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

<p>業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b> 当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、創立当初からの行動指針である「三自の精神(自発・自治・自覚)」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社CEOおよび各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キャノングループ全体の「経営の透明性」を確保する。</p>
<p>1. コンプライアンス体制 (会社法第362条第4項第6号、 会社法施行規則 第100条第1項第4号)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づきキャノングループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員(以下「取締役等」)の業務の執行状況につき報告を受ける。</li><li>② 業務遂行にあたり守るべき規準として取締役会が定める「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。</li><li>③ リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備する。</li><li>④ 内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。</li><li>⑤ 従業員は、キャノングループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。</li></ol> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 当期は取締役会を11回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。</li><li>② 「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する機会(「コンプライアンス週間」)を設けました。</li><li>③ 下記2【運用状況の概要】①のとおりであります。</li><li>④ 内部監査部門は、約70名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各部門および子会社を監査し、監査結果をCEOのほか監査役会にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。</li><li>⑤ 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。</li></ol>



<p>2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則 第100条第1項第2号)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>① 取締役会が定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キャノングループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、CEOおよび取締役に報告する。</p> <p>② 取締役会が定める「経営戦略会議規程」に基づき経営戦略会議を設け、取締役会付議に至らない案件(CEO決裁案件)であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。</p> <hr/> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>① リスクマネジメント委員会には、財務報告の信頼性確保のための体制整備を担当する「財務リスク分科会」、企業倫理や主要法令の遵守体制の整備を担当する「コンプライアンス分科会」、品質リスクや情報漏洩リスクその他の主要な事業リスクの管理体制の整備を担当する「事業リスク分科会」の三分科会が設置されており、それぞれ、取締役会が定める2020年活動方針に従ってキャノングループのリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価いたしました。その結果、重大な不備は認められず、同委員会はその旨をCEOおよび取締役に報告いたしました。</p> <p>② 当期、経営戦略会議を6回開催いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。</p>
<p>3. 効率的な職務執行体制 (会社法施行規則 第100条第1項第3号)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>① CEOおよび他の取締役等は、取締役会が定める分掌および職務権限に関する規程に基づき、CEOの指揮監督の下、分担して職務を執行する。</p> <p>② CEOは、5カ年の経営目標を定めた「グローバル優良企業グループ構想」および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、グループ一体となった経営を行う。</p> <hr/> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>① CEOおよび他の取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。</p> <p>② CEOは、当社の取締役等および国内外主要子会社の執行責任者との緊密な議論をふまえて中期経営計画を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。</p>

4. グループ管理体制  
(会社法施行規則  
第100条第1項第5号)

【基本方針の決議の内容】

当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、キヤノングループの内部統制システムを整備する。

- a) 当社取締役会が定める「グループ会社管理規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。
- b) 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
- c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
- d) 「キヤノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。
- e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。

【運用状況の概要】

- a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行いました。
- b) 上記2【基本方針の決議の内容】①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる子会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。
- c) 各子会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。
- d) 上記2【運用状況の概要】①に加え、各子会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。
- e) 各子会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。

5. 情報の保存および管理体制  
(会社法施行規則  
第100条第1項第1号)

【基本方針の決議の内容】

取締役会議事録およびCEOその他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを閲覧できることとする。

【運用状況の概要】

取締役、監査役および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営戦略会議議事録やCEO決裁書等の記録を閲覧またはその写しを入手しております。

## 6. 監査役監査体制 (会社法施行規則 第100条第3項)

### 【基本方針の決議の内容】

- ① 監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置する。この監査役室は、取締役等の指揮命令から独立した組織とし、専任従業員の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとする。
- ② 監査役は、取締役会のみならず、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会等の社内の重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ③ 人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
- ④ 監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
- ⑤ 監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、国内外の主要な子会社を分担して往査し、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ⑥ 当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、子会社にも不利な取扱いの禁止を求める。
- ⑦ 監査役会は、当社および子会社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時的監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

### 【運用状況の概要】

- ① 取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任従業員を配置しております。必要な場合には、監査役は、本社管理部門等に調査を指示することができます。
- ② 社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席するとともに、経営戦略会議およびリスクマネジメント委員会にも適宜出席しております。
- ③ 本社管理部門の責任者は、原則として月1回、常勤監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果をCEOのほか監査役にも報告しております。
- ④ 監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。
- ⑤ 監査役は、国内子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、子会社の監査の際には、子会社取締役から報告を受けるほか、子会社監査役と情報交換を行いました。
- ⑥ 上記1【運用状況の概要】⑤のほか、監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しております。
- ⑦ 当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 2020年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>1,789,143</b>	<b>1,845,965</b>
現金及び現金同等物	407,684	412,814
短期投資	71	1,767
売上債権	535,126	559,836
たな卸資産	562,807	584,756
前払費用及びその他の流動資産	283,455	286,792
<b>固定資産</b>	<b>2,836,471</b>	<b>2,925,953</b>
長期債権	17,276	17,135
投資	49,994	48,361
有形固定資産	1,037,680	1,089,671
オペレーティングリース使用権資産	107,361	114,418
無形固定資産	318,497	347,921
のれん	915,564	898,661
その他の資産	390,099	409,786
<b>資産合計</b>	<b>4,625,614</b>	<b>4,771,918</b>

科目	当期	前期(ご参考)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>1,326,189</b>	<b>972,003</b>
短期借入金及び1年以内に返済する長期債務	392,235	42,034
買入債務	303,809	305,312
未払法人税等	18,761	18,801
未払費用	317,716	336,396
短期オペレーティングリース負債	32,307	31,884
その他の流動負債	261,361	237,576
<b>固定負債</b>	<b>515,384</b>	<b>915,935</b>
長期債務	4,834	357,340
未払退職及び年金費用	345,897	368,507
長期オペレーティングリース負債	76,796	83,688
その他の固定負債	87,857	106,400
<b>負債合計</b>	<b>1,841,573</b>	<b>1,887,938</b>
<b>契約債務及び偶発債務</b>		
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>2,575,031</b>	<b>2,685,496</b>
<b>資本金</b>	<b>174,762</b>	<b>174,762</b>
(発行可能株式総数)(単位:株)	(3,000,000,000)	(3,000,000,000)
(発行済株式総数)(単位:株)	(1,333,763,464)	(1,333,763,464)
<b>資本剰余金</b>	<b>404,620</b>	<b>405,017</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>3,478,807</b>	<b>3,522,655</b>
利益準備金	69,436	67,572
その他の利益剰余金	3,409,371	3,455,083
<b>その他の包括利益(損失)累計額</b>	<b>△324,789</b>	<b>△308,442</b>
<b>自己株式</b>	<b>△1,158,369</b>	<b>△1,108,496</b>
(自己株式数)(単位:株)	(287,989,819)	(269,928,993)
<b>非支配持分</b>	<b>209,010</b>	<b>198,484</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,784,041</b>	<b>2,883,980</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,625,614</b>	<b>4,771,918</b>

## 連結損益計算書 2020年1月1日から2020年12月31日まで(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	3,160,243	3,593,299
売上原価	1,784,375	1,983,266
売上総利益	1,375,868	1,610,033
営業費用		
販売費及び一般管理費	993,009	1,137,110
研究開発費	272,312	298,503
計	1,265,321	1,435,613
営業利益	110,547	174,420
営業外収益及び費用		
受取利息及び配当金	2,923	5,526
支払利息	△854	△1,038
その他－純額	17,664	16,585
計	19,733	21,073
税引前当期純利益	130,280	195,493
法人税等	34,337	56,146
非支配持分控除前当期純利益	95,943	139,347
非支配持分帰属損益	12,625	14,383
当社株主に帰属する当期純利益	83,318	124,964

## 連結貸借対照表について

(連結貸借対照表に関する注記)

- 貸倒引当金 11,645百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,770,106百万円
- その他の包括利益(損失)累計額には、為替換算調整額、金融派生商品損益、年金債務調整額が含まれております。
- 担保に供している資産および担保に係る債務
  - 担保に供している資産
 

現金及び現金同等物	1,000百万円
有形固定資産	634百万円
  - 担保に係る債務
 

長期債務	2,100百万円
------	----------
- 銀行借入等に対する保証債務 2,568百万円  
(1株当たり情報に関する注記)
 

1株当たり株主資本	2,462.65円
-----------	-----------

## 連結損益計算書について

(1株当たり情報に関する注記)

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 |        |
| 基本的                 | 79.37円 |
| 希薄化後                | 79.35円 |

# 計算書類

貸借対照表 2020年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>612,305</b>	<b>662,284</b>
現金及び預金	51,515	64,747
受取手形	4,107	1,002
売掛金	245,070	287,968
製品	88,683	72,131
仕掛品	72,894	83,381
原材料及び貯蔵品	6,322	7,325
短期貸付金	73,186	75,402
未収還付法人税等	1,809	3,628
その他	70,006	66,700
貸倒引当金	△1,287	-
<b>固定資産</b>	<b>2,242,834</b>	<b>2,266,023</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>563,198</b>	<b>589,986</b>
建物及び構築物	337,708	350,811
機械及び装置	43,768	45,986
車両運搬具	317	280
工具、器具及び備品	12,132	12,867
土地	150,626	149,363
建設仮勘定	18,647	30,679
<b>無形固定資産</b>	<b>22,474</b>	<b>23,853</b>
ソフトウェア	14,916	15,621
のれん	4,873	5,183
その他	2,685	3,049
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,657,162</b>	<b>1,652,184</b>
投資有価証券	9,714	8,325
関係会社株式及び出資金	1,566,390	1,565,644
長期前払費用	12,873	13,304
前払年金費用	5,897	8,241
繰延税金資産	51,848	49,958
差入保証金	438	439
その他	10,089	6,359
貸倒引当金	△87	△86
<b>資産合計</b>	<b>2,855,139</b>	<b>2,928,307</b>

科目	当期	前期(ご参考)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>1,600,230</b>	<b>1,187,210</b>
支払手形	226	359
電子記録債務	21,834	21,823
買掛金	263,327	252,799
短期借入金	1,196,037	804,443
未払金	28,686	31,884
未払費用	31,437	36,272
未払法人税等	558	-
預り金	9,371	8,927
製品保証引当金	3,220	4,034
賞与引当金	4,165	4,179
役員賞与引当金	-	54
その他	41,369	22,436
<b>固定負債</b>	<b>29,151</b>	<b>382,396</b>
長期借入金	-	354,000
退職給付引当金	24,503	22,559
環境対策引当金	950	1,024
永年勤続慰労引当金	1,466	1,347
その他	2,232	3,466
<b>負債合計</b>	<b>1,629,381</b>	<b>1,569,606</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>1,222,517</b>	<b>1,356,538</b>
資本金	174,762	174,762
資本剰余金	306,288	306,288
資本準備金	306,288	306,288
<b>利益剰余金</b>	<b>1,899,821</b>	<b>1,983,984</b>
利益準備金	22,114	22,114
その他利益剰余金	1,877,707	1,961,870
特別償却準備金	4	7
固定資産圧縮積立金	3,609	3,748
別途積立金	1,249,928	1,249,928
繰越利益剰余金	624,166	708,187
<b>自己株式</b>	<b>△1,158,354</b>	<b>△1,108,496</b>
評価・換算差額等	2,705	1,693
その他有価証券評価差額金	2,930	1,918
繰延ヘッジ損益	△225	△225
<b>新株予約権</b>	<b>536</b>	<b>470</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,225,758</b>	<b>1,358,701</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,855,139</b>	<b>2,928,307</b>

## 損益計算書 2020年1月1日から2020年12月31日まで(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	1,255,499	1,539,271
売上原価	953,475	1,164,457
売上総利益	302,024	374,814
販売費及び一般管理費	332,671	370,322
営業利益又は営業損失(△)	△30,647	4,492
営業外収益	101,447	130,066
受取利息	793	1,616
受取配当金	61,612	96,500
受取賃貸料	23,422	24,680
為替差益	5,113	2,040
雑収入	10,507	5,230
営業外費用	30,319	32,558
支払利息	5,165	6,533
貸与資産減価償却費	20,265	21,516
雑損失	4,889	4,509
経常利益	40,481	102,000
特別利益	165	158
固定資産売却益	138	146
投資有価証券売却益	27	-
その他	-	12
特別損失	1,865	10,009
固定資産除売却損	1,609	2,801
減損損失	-	5,397
投資有価証券売却損	-	34
抱合せ株式消滅差損	-	1,638
その他	256	139
税引前当期純利益	38,781	92,149
法人税、住民税及び事業税	△1,730	2,999
法人税等調整額	△2,334	△1,019
当期純利益	42,845	90,169

## 貸借対照表について

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,536,650百万円
2. 保証債務高 従業員 住宅資金銀行借入	934百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務 金銭債権 金銭債務	323,175百万円 1,108,788百万円
4. 退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額 年金資産控除前 退職給付引当金 退職一時金制度	退職給付信託に おける年金資産額 50,912百万円 26,409百万円
5. 前払年金費用に加算表示している退職給付信託における年金資産額 年金資産控除前 退職給付引当金 企業年金基金制度	退職給付信託に おける年金資産額 40,663百万円 46,560百万円
(1株当たり情報に関する注記) 1株当たり純資産額	1,171.59円

## 損益計算書について

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 売上高 仕入高 営業取引以外の取引高	1,141,343百万円 912,203百万円 96,530百万円
(1株当たり情報に関する注記) 1株当たり当期純利益	40.81円

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

キャノン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	玉井 照久	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高居 健一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 進	㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャノン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、キャノン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する



る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

キャノン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	玉井 照久	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高居 健一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 進	印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャノン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

キヤノン株式会社 監査役会

常勤監査役 海老沼 隆一 印

常勤監査役 佐藤 宏明 印

監査役 田中 豊 印

監査役 吉田 洋 印

監査役 樫本 浩一 印

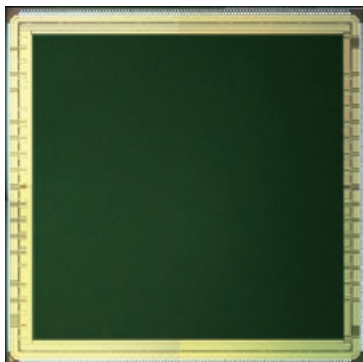
(注) 監査役田中豊、監査役吉田洋及び監査役樫本浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(ご参考)

## トピックス

# 世界初の100万画素SPADイメージセンサーを開発



100万画素SPADイメージセンサー(プロトタイプ)

キヤノンは、SPAD(Single Photon Avalanche Diode)と呼ばれる信号増倍画素構造を持つセンサーにおいて、世界で初めて\*100万画素の撮像が可能なイメージセンサーを開発しました。100ピコ秒(1ピコ秒=1兆分の1秒)レベルの時間分解能を持ち、人間の目では正確に捉えることができない化学反応や雷など極めて短い時間内に起こる高速な現象を撮影でき、さまざまな現象の解析への貢献が期待されるほか、自動運転での車間距離測定やAR(拡張現実)・MR(複合現実)・VR(仮想現実)などの関連デバイスなどにおける3次元空間情報の把握での活用も期待されています。

※ SPADセンサーにおいて。2020年6月23日現在。キヤノン調べ。

## 移動式CTソリューションが医療現場をサポート



イギリスの病院に納入されたCTソリューション



コンテナ内に設置されたCT装置

キヤノンメディカルシステムズは、欧州で大型の医療用コンテナにCT装置や冷暖房設備、コントロールルーム、発電機などを搭載したオールインワンのCTソリューションを提供。トレーラーにより移動可能で、各地の医療現場で活躍しています。

新型コロナウイルスによる肺炎の検査にも役立ち、独立したコンテナの中だけで検査が完結することから、病院内の感染リスクの低減にも貢献しています。日本では1995年から車載CTを展開しており、2021年から欧州同様の大型コンテナ式のソリューションを提供する予定です。

## CSRへの取り組み

### 綴プロジェクト、貴重な文化財の継承に貢献



国宝「雪松図屏風」の高精細複製品(三井記念美術館に寄贈)を使った出前授業

キャノンがNPO法人京都文化協会とともに進める社会貢献活動「綴プロジェクト」は、貴重な日本の文化財の高精細複製品を制作し、鑑賞機会の提供と文化財の保存の両立を可能にしています。

2020年には、キャノンの撮影システムとプリント技術の進化によって、さらに高精細な制作を実現し、国宝「松林図屏風」(長谷川等伯筆)など5点の高精細複製品を独立行政法人国立文化財機構に寄贈しました。また、これまでの寄贈作品を活用して、東京国立博物館での展示や中学校での出前授業などを実施し、日本の優れた文化に身近に接する機会を提供しました。

### キャノン財団、研究助成活動を展開



2019年に実施した「和食と健康」に関する講演会

キャノン財団は、人類の持続的な繁栄と幸福に貢献することを目的として2008年に設立され、これまで約180件の研究助成を行ってきました。

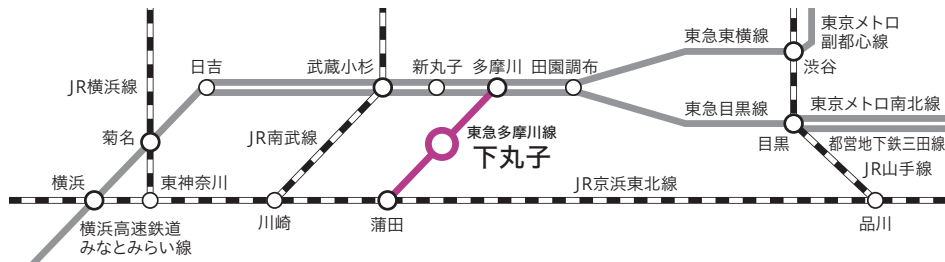
2020年は、2019年に募集を開始した研究助成プログラム「善き未来をひらく科学技術」、「新産業を生む科学技術」において、計14件の応募研究テーマに対し助成金を贈呈しました。

また、一般社団法人和食文化国民会議との共催で和食と健康に関する講演会を開催するなど、最先端の研究成果を一般の方々に伝える活動も展開しています。

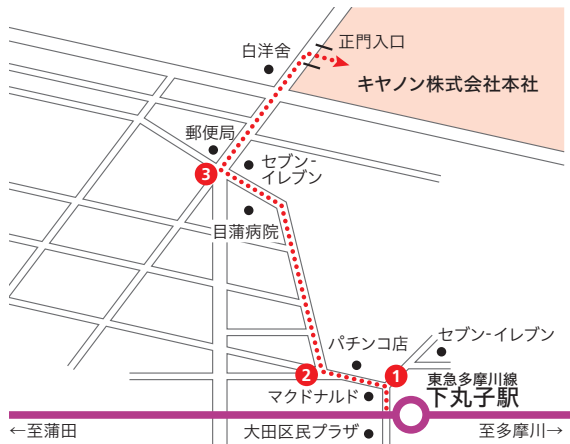
# 株主総会会場ご案内略図

## 交通機関のご案内

最寄駅：東急多摩川線 **下丸子駅**



## 下丸子駅からの経路(徒歩約10分)



## 当社本社

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

- ① 駅改札口を出ましたら、角のマクドナルドを左折してください。
- ② 三叉路を右折してください。
- ③ 角のセブン-イレブンを右折、直進しますと、白洋舎の向かいに当社の正門入口がございます。

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 株式事務手続き

お問い合わせ内容	証券会社にて株式をお持ちの場合	証券会社にて株式をお持ちでない場合*
住所変更		
単元未満株式の買増・買取請求	証券口座を開設された証券会社にお問い合わせください。	みずほ信託銀行にお問い合わせください。
配当金受取方法の変更		
未受領の配当金の受取方法	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-288-324 (フリーダイヤル) 受付時間：平日9時～17時	

表紙写真(富士山)

撮影地：静岡県富士宮市  
撮影機種：EOS 5Ds R

EF70-200mm F2.8L IS II USM

\* 株式のご売却にあたっては、証券会社等の口座へ振替手続きを行う必要があります。お手続きの詳細はみずほ信託銀行へお問い合わせください。